

鳥取県障害者計画(新計画)案に関する意見

計77人から意見提出

【全般】 (「...計画案に反映・既反映・趣旨採択、×...計画案に反映できない、...検討を要する」以下同じ)

番号	頁	意見
1	-	× 「障害」ではなく「障がい」という表記を推進していただきたい。
2	-	計画の構成について、計画文書そのものはもう少し整理してみてもどうか。あまりにも一部の障害種や分野に偏っている記述もある。10年の計画期間全体に関わる内容に限定して「鳥取県障害者基本計画」とする。そして、細かな項目や各障害種別に応じた施策の記述は「鳥取県障害者基本計画重点施策」として別途取りまとめて提示する方がよい。
3	-	全体に総花的。宮城県の「グループホーム建設」のように重点施策を提示しメリハリを付けてはどうか。(県の強い意志を示すべき)
4	-	今後、計画を公表する際は絵や写真を入れた形でビジュアル的にも柔らかく暖かいイメージの冊子として公刊してみてもどうか。各都道府県・政令市の障害者計画冊子を見てもビジュアル構成がその計画に対する親しみにつながる印象である。前向きに検討していただきたい。
5	-	計画名称には「いきいきとっとリインクルージョン・プラン」、「とっとりハートフル・プラン」など、愛称又は副題をつけることが望ましい。ありきたりの文書一辺倒の計画ではなく、県民誰もが手にする計画としての工夫が必要である。
6	-	× 計画案ですからおのずからそういう語尾になるのですが、「推進します、促進します、図ります...等」が、行政側の決意と目標を表していると共に、逆に形式的な響きがあるように感じた。

【はじめに】

番号	頁	意見
1	1	ノーマライゼーションの理念にもう少し血肉を与える表現(説明ではなく豊かな表現で分かりやすく)、文章を加える方がいいのではないか。
2	2	障害保健福祉圏域の設定に関して、文部科学省から提案されている特別支援教育の推進において重要な「支援地域」との整合も触れておく方がよい。単に、2次医療圏、老人保健福祉圏、支援地域、障害保健福祉圏という4つの圏域の重なりという側面ではなく、障害児者に関わる教育の支援地域と医療福祉等の重なりは障害者基本法に則った障害者計画そのものの性格を示すことといえるのではないか。
3	3	計画に掲げられた内容は素晴らしいものであると思います。しかし、それを生きたものにするためには、評価機関なり、モニター機関なりが必要になると思います。そして、その評価機関に当事者が参画することにより、より当事者にとって効果のあるものになると思いますし、計画を見直す際にも非常に有効だと思います。
4	3	計画に掲げられた内容について、評価する機関(当事者をいれたもの)の設置が必要。
5	3	計画の進捗などの結果評価は毎年実施し公表すべき。
6	-	× 計画策定の趣旨が位置付け(他の項目、新規追加もあり得る)に、横浜市や長野県のように県としての責任(行政責任)明記すれば、障害者本人、家族、施設職員等もより積極的に地域移行の取組ができ安心して地域生活ができるようになる。
7	-	× 計画案の冒頭に障害者福祉の基本理念を挿入していただくことを要望します。内容的には、どんな重度な障害者であっても、それぞれ尊厳を持った一人の「ひと」としてのあたり前の生涯が保障されること、それは障害者を特別扱いする或いは与えるというスタンスではなく、それが社会のあたり前の姿であること、それが健全な人を含むすべての人達にとって幸福な社会であること等を記していただきたいと思います。
8	-	障害者福祉の各施策については、障害者やその家族を含む県民との対話により、障害者計画に具体的な明記のない事項も、必要に応じて積極的に取り組まなければならない旨を記していただきたいと思います。

【鳥取県における障害者の現状と障害者施策をめぐる状況の変化等】

番号	頁	意見
1	4,5	身体障害者数、精神障害者数が鳥取県地域福祉支援計画の数値と違いがある。目標数値の附表にも違いが見られる。
2	6	精神障害の定義について、統合失調症、そううつ病とするなど、表現を工夫する必要がある。
3	7	表題「広義の障害者」は、「本計画における障害者の定義」とする方が適切。
4	7	× 前計画における施策の状況について、別途詳細な文章として公表する必要がある。前計画の評価としてはあまりに簡素すぎており、計画をつくる課程でエネルギーを注ぐも、そのレビューには力が入らないというのは本計画の在り方自体が問われてくる。
5	7,8	× 前計画の到達点と評価(7～8頁)について、計画案の前半に移し、きちんと明記する必要がある。

6	7	× 県障害者計画7か年重点計画の進捗状況については、進捗が不十分な原因を分析しその結果を記載する必要がある。
7	9	ノーマライゼーションとノーマライゼーションの2通りの標記があり、統一する必要がある。
8	10	(4)市町村の役割の重要性に、「市町村格差が生じないように指導していきます」を追加する。
9	10	(4)市町村の役割の重要性に、「民間の施設・市町村への指導により目標達成を目指します」を追加する。
10	10	× 市町村の役割について、県として市町村に何を求めていくのか、予算などもっと具体的に提示すべき。
11	10	市町村の役割について、「保健・福祉サービス」という表現は、市町村の教育責任を軽視しており表現を改める必要がある。特別支援教育の中では障害の程度に関わらず市町村立の小中学校での教育も重要であり、所管する各市町村教育行政はこれまで以上に自覚した対応が求められている。

【 計画の目標と施策の基本的な方向】

番号	頁	意見
1	11	共生社会というのは言葉としても古いだろう。国際的な動向であるインクルージョン(包括)社会の追求を打ち出す方がこれからの10年では適切ではないか。
2	11	目標は共生社会を前面に出した感じだが、その分主語が行政ではなく県民に委ねられているように読むことができる。意味は理解できるがはっきりと誰が市町村と役割分担をするのか明記すること。
3	12	(2)ライフステージに応じた連続性のある支援について、乳幼児期から学齢期、青年・壮年期から高齢期という表現はライフステージとしては不正確で、乳幼児期から学齢期、青年・成人期、壮年期から高齢期と、成人期を加えること。
4	12	(3)地域生活における生活の支援の後段について、地域生活移行への支援と継続的な地域生活支援を区別するため、次のようにこのため以下の文章を入れ替える。 「障害のある人のニーズを踏まえ、家庭や入院・入所から地域生活への円滑な移行のための各種支援を推進します。また、障害者ケアマネジメントの手法を活用した身近な生活圏域単位での相談支援体制や、住み慣れた地域での自立生活を支援するための在宅サービス及び通所型施設の充実を図ります。」
5	12	(4)自立と参画のための基盤づくりの推進について、バリアフリー化に関する部分に情報のバリアについても加えるべき。今やインターネットの進展は障害者にとっても自立と参画のための手段となっており、それを妨げることはあってはならないはずである。

【 分野別施策 】

1 啓発・広報

番号	頁	意見
1	14	障害と障害のある人に対する...について、偏見の後に「差別」を挿入したほうがよい。意識面だけの問題ではなく実態として差別が存在している。
2	14	障害と障害のある人に対する...について、啓発広報の推進は具体的にはどのような方法で行われるのか。パンフレットの作成やホームページへの掲載を行うなど、まだまだ知られていない障害について県民の意識高揚を図るための方法を記した方がよい。
3	14	× 障害者週間を中心に幅広い...について、12月9日の障害者の日についても明記すべきである。
4	14	福祉教育等の推進について、「等」を削除し、福祉教育・福祉学習とする。今後は学校においては福祉教育と言い、地域や社会教育では福祉学習として重層的な福祉教育・学習の輪を本県でも広めていくところである。
5	14	障害のある人が地域で安全に、また...について、「県職員について、新規採用時の研修に、従事者に対する障害者の研修の徹底を図るとともに、適材適所の人員配置に心がけるとともに」に修正する。
6	-	精神障害者への差別や偏見がある。差別偏見の解消や人権を学ぶ場、意識啓発、対等な関係の推進を盛り込んでほしい。また、精神障害に対する企業への啓発と協力をもっと強く書いてほしい。

2 生活支援

番号	頁	意見
1	16	ホームヘルプサービスについて...について、「ガイドヘルパーの育成を行うと同時に市町村合併及び障害者の居住の少ない市町村においても支援体制の充実を図ることにより」に修正する。
2	16	障害のある人の日中活動の場...について、小規模作業所は働く場、社会参加の場であることから、次のとおり修正する。 「障害のある人の働く場、社会参加の場である小規模作業所や、障害のある人の日中活動の場であり放課後・休日に障害のある子どもや家族が安心して過ごせる場でもあるデイサービスについて、市町村とともに事業所の増加を目指します。」
3	17	在宅の障害のある人がグループホーム...について、入所施設利用者には自立訓練事業があるが、実施していない施設や事業が適用にならない入所者もある。このような入所施設利用者も地域生活体験事業が利用できるよう、「在宅の障害のある人が」を「在宅の障害のある人等」に修正する。

4	17	障害のある人がその可能性を追求したり...について、手話の導入とあわせて要約筆記の挿入が必要。
5	17	障害のある人がその可能性を追求したり...について、「手話の導入や要約筆記」に修正する。聴覚障害にも様々な状態があり、ろう者は手話でのコミュニケーションを選びますが、中途失聴者は文章で理解する方々もおられます。
6	17	障害のある人がその可能性を追求したり...について、「手話の導入や点字資料の配付」に修正する。
7	17	x 障害のある人がその可能性を追求したり...について、生涯学習に関する部分は教育・育成分野に記述する方が内容からも望ましい。単なる生活支援の一環での生涯学習ではなく、憲法の教育を受ける権利に関わる重要項目であり、ひいては学習内容が生活そのものへ寄与すると理解される。これまで未達成の権利保障の側面を重視して教育・育成分野で記述してはどうか。
8	17	障害のある人が様々な催し等に参加し...について、講演会や催しで、手話通訳あっても要約筆記のあるものはとても少ないのが現状。唇の動きを読みとる難聴者、中途失聴者、高齢による難聴の方のため、文字による情報提供をぜひお願いする。
9	17	精神障害は適切な治療の継続により...について、偏見の後に「差別」を挿入したほうがよい。意識面だけの問題ではなく実態として差別が存在している。
10	18	様々な重度・重複障害のうち...について、必要な支援を検討は、支援するかどうかの検討なのか、支援の内容の検討なのか明確でない。必要な支援策の内容や期限、検討結果を示す必要がある。
11	18	施設入所者の地域移行の機会も捉えながら...の次に、重度の障害者とその家族を支援する項目を入れる必要がある。項目の文は下記のとおり。 「常に介護を必要としている重度の障害者とその家族に、家庭的な生活を体験できる場所の整備を図り、生活の質の向上と情緒の安定を図ります。」
12	19	小規模作業所が日中活動の場を目指すものと...について、地域の実情を踏まえて多機能型の作業を整備することを盛り込む必要がある。
13	19	障害のある人がスポーツ...について、健常者と同じ場所では活動が難しいため、障害者が安心して利用できる設備や指導員の整った場所(プールや運動器具が揃った場)を用意してもらいたい。
14	-	x 精神障害者の施策の具体的な表示と県の補助費を増やして欲しい。
15	-	家族の高齢化、プライバシーの問題があり家族会の運営が困難になってきている。家族会の組織化を盛り込んでほしい。
16	-	視覚障害者協会の会員は300人。組織を育てることを盛り込んでほしい。
17	-	生活支援分野の施策の対象に自閉症等の発達障害を明記してほしい。

3 生活環境

番号	頁	意見
1	20	障害のある人等の利用に配慮した住宅を整備...について、県営住宅等のバリアフリー化は一部ではなく、すべてバリアフリー化すべき必要があると思う。障害者だからといって入居する地域や階を制限されるようなことがあってはならない。脱施設の実現のためにも個人が自由に選べるような環境をつくっていく必要があるのではないかと。
2	20	障害のある人等に配慮した住宅...について、ここでの検討は支援をするかどうかの検討なのか。支援の内容の検討なのか明確でない。ほかの部分でも同じことが言えると思うが、何を検討するのかを具体的に示す必要がある。
3	20	公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進について、中途視覚障害者に対し、歩行指導を行える専門家の育成、配置が安全な歩行の確保には欠かせない。
4	20	障害のある人等が安全で快適に歩行できる...について、「点字ブロックの設置及び立体的に音声誘導の設置、また、先を見越し(10年ワンスパン)点字ブロックを踏むことにより音声で方向や動線のわかるもの等の順次改修を推進します」に修正する。
5	20	障害のある人等が安全で快適に歩行できる...について、次のとおり修正する。 「障害のある人等が安全で快適に歩行できる空間を確保するため、歩道の段差解消、点字ブロックや道路上の位置・進行方向等を示す音声誘導システムの設置等の改修を推進します」
6	21	x 障害のある人等が安全で快適に歩行できる...について、「道路環境の整備、この場合10年先のことを考え、歩道は自転車・歩行者区分のできているまちづくりを推進します」に修正する。
7	21	観光施設や公園などの、楽しみ、憩い...について、最近聞いた話で温泉に入りたかったのにバリアがありすぎて入れなかったということがありました。ぜひ、温泉もこの項目に入れてください。
8	21	x 防災、防犯対策の推進に、次の項目を追加する。 緊急時のテレビ放送では、文字放送テロップが入るが、副音声での放送も検討します。
9	21	防災、防犯対策の推進に、次の項目を追加する。 障害種別により情報入手方法が異なるので、高齢者・視覚障害者に利用できる緊急通報装置(例えばボタンを押す。押し方を変えるなど簡単なもの)の整備について検討します。

10	21	×	障害のある人の災害時の安全...について、避難所となっている市町村の学校はほとんどバリアフリー化されていない。近年は財源不足もあってか施設の改築や増築等がされにくくなっているように思う。緊急避難所という性格を考えればすべての市町村立の学校もバリアフリー化の推進が急務です。市町村への助成も計画に入れてほしい。
11	21		障害のある人が警察や消防へ...について、次のとおり修正する。 「障害のある人が警察や消防へ容易に緊急通報ができるよう、緊急通報装置の整備を促進するとともに、ファクシミリ、Eメール等による警察への緊急通報体制について周知を図ります。また、中途障害者や高齢障害者、重複障害者等あらゆる障害者が確実に使用できる緊急通報装置の整備を促進します」
12	20・21	×	バリアフリー化について、ハード面では相当実現されていると思うが、ソフト面での啓発がまだまだ普及していません。この面の具体的な施策、目標数値も是非あげてほしい。

4 教育・育成

番号	頁		意見
1	22	×	一貫した相談支援体制の確立について、教育を受ける権利を保障するという観点を位置づけた支援のあり方が必要だと思う。また、県が策定中の人権教育基本方針との関連で人権教育としての障害者解放保育のカリキュラムが必要ではないか。
2	22		一貫した相談支援体制の確立について、一貫した支援を行うには、一生涯を通じて支援に関わる機関がシステムの中心となって、これを稼働させることが必要である。移行支援についてもこうしたシステムの上で取り扱うことが必要である。福祉分野がこのシステムの柱になるべきである。
3	22		一貫した支援、学校から企業に移ると支援計画は各機関が作成するのか。生涯を通じてひとつの機関が支援する方がよい。
4	22		障害のある子どもの発達を...について、「保育所・幼稚園及び小・中・盲・聾・養護学校への支援」というか所を「保育所・幼稚園及び小・中・盲・聾・養護学校等への支援」とする。これでは高等学校在籍の障害児には一切支援がないことを意味し、実態に即さないはずである。この分野の後半には高等学校は出てくるわけであり、文章の統一性に欠ける。
5	22		育児の不安の解消や豊かな生活の確保...について、「育児の不安の」を「育児不安の」に修正し、「家族からの」は「保護者」との使い分けを整理する必要がある。
6	22		障害のある子どもに関する療育機関...について、ここには視覚障害、聴覚障害、自閉症等発達障害とあるが、精神障害、知的障害、内部障害はあげられていないので、すべての障害のある子どもとしたほうがよい。
7	22		障害のある子どもに関する療育機関...について、「自閉症等発達障害」を「自閉症等の発達障害」に修正する。
8	23		特別支援教育の推進に重要な「支援地域」内での教育・福祉・医療・労働等関連分野との連携を図る「広域特別支援連携協議会」のこのことについて、今後のことを見据えて記述する必要がある。この連携協議会は障害者計画の性格からも記述されて当然の内容である。
9	23		特別な支援を要するLD...について、高機能自閉の後に「等」を加えること。鳥取県は国の特別支援教育より幅のある施策を展開してきたところに全国的にも評価を得ている。これでは、LD・ADHD・高機能自閉症と従来の特殊教育対象児を今後の鳥取県における特別支援教育対象児として限定的に定義した形となり、消極的態度と評せられても仕方がない。
10	23	×	特別な支援を要するLD...について、「必要な支援を行う特別支援教育」を「必要な特別支援教育」に修正する。
11	23		盲聾養護学校が特別支援教育に関する...について、「小・中学校及び幼稚園等」を「幼稚園、小・中学校等」に修正する。
12	23	×	全ての教職員が特別な支援を要する...について、「全ての教職員」は通常校を含めたすべての学校教職員を指していると理解する。しかし、念のため「幼・小・中・高等学校等も含めてすべての教職員」とした方が親切であろう。
13	23	×	全ての教員が、特別な支援を要する...について、「より適切な対応ができるよう」を「より適切な指導ができるよう」に修正する。
14	23	×	特別支援教育における個々の教員が...について、教員配置・交流人事は当然だが配置とともに採用についても触れていただきたい。
15	23		特別支援教育における個々の教員が...について、「役割の大きさを踏まえ」を「役割を踏まえ」に、「特殊教育免許状保有率」を「特殊教育免許状の保有率」に修正する。
16	24	×	障害のある子どもが自立し...について、「障害のある子どもが自立し、社会参加する資質」を「障害のある子どもが自立、社会参加する力」に修正する。
17	-		グループホームの活用促進 ・養護学校の児童生徒の中には「自立・自律の力」を養う意味で、親元を離れて生活する機会を保障すべきケースがある。そこで、既存の県立盲・聾学校の寄宿舎を障害種別・学校設置主体別を越えて利用する方法、支援費によるショートステイの活用などに加えて、特に高等部生徒を対象に「グループホームの体験利用・短期利用」に道を開く方策を検討して欲しい。
18	-		鳥取県の場合、ろう学校は今までどおり存続のようだが、教育関係の相談員には、聴覚障害の特性を十分理解している専門家を配置していただきたいことと、専門家を養成して欲しい。

5 雇用・就業

番号	頁	意見
1	24	障害者の雇用の場の拡大について、雇用率未達成企業は、ここ数年46%前後で推移し、この経済不況で障害者がまずリストラの対象となるといったケースが増えている状況がある。障害の特性に応じて雇用を可能にする環境、業務の内容、職員態勢等研究を推進し、市町村、一般企業に対し啓発して欲しい。
2	24	× 雇用の場の拡大の2番目として、次の文章を追加する。 「障害者雇用の実態を把握し、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用率については、障害種別、等級別の数値を示すようにします。」
3	24	× 県においては...について、「県職員採用試験については、視覚障害者の場合点字で受験できるよう修正し」に修正する。
4	25	障害のある人の雇用促進や生活の安定...について、「トライアル雇用(障害のある人の試行雇用)、ヒューマンアシスタント制度の利用等」に修正する。
5	26	障害のある人の職域拡大は、訪問介護員のみ例示されている。削除または知的障害者に限定せず障害者全体に広げてはどうか。 <理由> 15年度末研修受講者29名中、実際の就労にどれだけ結びついているか疑問です。10年間という長期計画に於いて、様々な職域中「訪問介護」だけが具体例と示された理由が解りません。具体例を示すのであれば、他の職域に関しても試行されたい。 試行的重点施策であれば、撤退も視野に入れた表現で示されたい。これは障害者全体を対象とした施策なのでしょうか。だとしたら聴覚障害にある人も含まれるのでまだ良いのですが、知的障害者だけを対象とした施策であればそのことが記載されていないため誤解を生じます。しないよりした方が良いに決まっていますが、そうした考えや国の補助事業だからやるというのであれば、税の無駄づかいになる恐れがあります。
6	-	障害者福祉は、行政が牽引していただくにしろ、公務員や一般社会人に至るまで、個人個人の深層心理の上でもノーマライゼーションが定着している必要があります。それは、表面的スキルを高めるだけでは不十分であることを万人が認識する必要があります。障害者の雇用についても、障害者のスキルアップ支援は当然であり、仕方なく雇用するというスタンスの企業や職場を求めるのではなく、一人の障害者として、本当に必要とされる職場の開発を掲げていただきたいと思います。また、障害者本人や家族の起業に対する支援制度も有意義であると思います。
7	-	雇用促進とともに、小規模作業所、授産施設等の職場定着のための支援体制の整備及び充実を追加してほしい。

6 保健・医療

番号	頁	意見
1	27	妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病等の予防...について、5歳児健康診査の内容充実と診断できる小児科医師の確保を追加してほしい。
2	27	性感染症や女性の喫煙が増加傾向にある...について、女性にも知識普及や啓発は必要だが、男性にも必要である。それは女性差別が存在する中で、女性が「性」の問題で決定権を行使することが弱い状況にあるから。だから、リプロダクティブ・ヘルスライツとしての、すべての人への教育が必要だと思う。
3	28	疾病や外傷等による中途障害...について、中途障害者の現状を考えたとき、体制づくりとともにすぐにでも使える施策が必要です。「進めます」と記し実際に進めていくべきではないか。
4	28	疾病や外傷等による中途障害について、医学的リハビリと福祉サービスは重なるので、「医学的リハビリテーション終了後円滑に福祉サービス...」を「医学的リハビリテーションから円滑に福祉サービス...」に修正する。
5	28	「アこころの健康づくり」の後に、「イ保健・医療サービス等に関する情報提供とプライバシーの確保」とし追加する。「障害のある人等が保健・医療サービスに関する情報を容易に得られるよう、広報等を通じ普及・周知に努めます。また、医療費助成サービスなどの制度を知っていても、公的機関に届出をしなければならぬことにより、その届け出た個人情報漏れたり、それによる差別・偏見を恐れて届けられないことなく実質的にサービスを受けることができない例も多く見られます。従って公的機関をはじめ各関係機関は、届け出られた個人情報を厳正に取り扱う体制を整え、プライバシーに配慮し、差別や偏見をなくすよう啓発を進めます。」
6	28	学校、職場及び地域においてこころの...について、「病こころの健康相談」は「こころの健康相談」ではないか。
7	29	専門職種の確保として、リハビリ工学士、臨床心理士、メディカルソーシャルワーカーを追加してはどうか。
8	29	専門職種の確保等について、保健師を追加する。
9	-	適切な箇所に「医療機関に対して過剰な投薬・虐待などの不適切な治療行為をしないよう指導体制を整え、在宅で治療中の人々が投薬しないですむようなリハビリ施設を設ける」趣旨の文言を加えてほしい。

7 情報・コミュニケーション

番号	頁	意見
1	29	情報バリアフリー化の推進について、情報の提供、利用を可能にするシステムづくりやシステムの利用のための講習会の実施等に障害を有する者も一緒になって当たることで、よりニーズに即したベターなサービスになると思う。例えば、IT講習会の企画、実施、指導

2	29	視覚障害のある人が必要な情報を入手し...について、「点字・音声、ITによる情報入手手段」に修正する。
3	30	× 県政テレビ番組が聴覚障害のある人に...について、「視聴覚障害のある人に配慮したものとなるよう、字幕や手話通訳及び副音声の放送」に修正する。
4	-	聴覚障害者とコミュニケーションができる相談員が必要。

【附表 目標数値】

番号	頁	意見
1	-	知的障害者のガイドヘルパーについても目標数値が必要。
2	-	数値目標については、障害別・分野別の数値目標を明示すること。
3	-	× 法定雇用率を障害別・等級別に提示すること。
4	-	重症心身障害児(者)の保護者を対象としたレスパイト方式の採用について目標数値を新設して欲しい。
5	-	重症心身障害児(者)の通園事業は、20年度末といわず早急な取組をして欲しい。
6	-	× パリアフリー化について、ハード面では相当実現されていると思うが、ソフト面での啓発がまだまだ普及していません。この面の具体的な施策、目標数値も是非あげてほしい。
7	-	目標数値が全般に渡って少なすぎる。特に各ヘルパーの養成は急務で人数も多くしていただきたい。
8	-	× 目標数値は、年度別の目標数値を提示し、取組の精度を上げるべき。
9	-	目標数値を決めた根拠をもっと具体的に説明すべき。
10	-	目標数値案の特別支援教育主任の指名、現状は15年度末だが、現時点で目標を達成しているのではないかと点検すべき。
11	-	養護学校卒業後の知的障害者を支援する人材・資源が少ない。障害者生活支援センター、サービス調整会議は目標の20年度より早期に設置してほしい。
12	-	× 施設の再構築として具体的に入所施設を減らすことを目標にしてもいいのではないかと。
13	-	× 施設の再構築として大部屋解消や高齢化・重度重複可の目標を設定すべきではないかと。
14	-	× 入所施設の職員をどのように、どんなペースで地域福祉の担い手や強度行動障害等の専門家にしていくのか目標を設定すべきではないかと。
15	-	× 学齢児の施設について目標を設定すべきではないかと。
16	-	× 学齢児前、学齢児、成人後の関係職員の養成について目標を設定すべきではないかと。
17	-	× ジョブコーチの設置について目標を設定すべきではないかと。
18	-	× 乳幼児期の健康診査について目標数値を設定すべきではないかと。
19	-	× 労働災害、交通事故等による中途障害者への対応について目標数値を設定すべきではないかと。
20	-	具体的数値目標に掲げられた項目については、知的障害者、精神障害者等漏れのないように、表示していただきたいと思えます(知的障害者の対象明記のない項目が多くあるように思われます)。